

一般名処方について

当院では、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名（成分名）で処方箋を発行する場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

また令和6年10月より、長期収載品（先発医薬品）について、医療上の必要性があると認められない場合に患者様の希望を踏まえ処方等した場合は特別な料金が発生する場合がありますので、そのような点からも一般名（成分名）で処方箋を発行しております。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら外来診察時、または受付までお声がけ下さい。